

様式第1号（第3条関係）

30松（ス）第212号

平成30年6月20日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁 印

平成29年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

平成30年1月12日付松監第47号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第12項の規定等により通知します。

所管部課 総合政策部スポーツシティ推進課	所管課長氏名 矢野 秋文
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
松山市野外活動センター ・貸付備品の管理について 松山市野外活動センターの貸付備品について確認したところ、松山市財務会計規則第363条で備品には品名、物品コード、物品番号、課名等を標示し、帳簿との照合に便利なように保管しなければならないと規定されているが、当該標示がされていないものが散見された。また、廃棄処分した備品が帳簿から抹消処理されていない状況が見受けられた。 担当課においては、適切なたな卸し作業の実施により基本協定書の整備を図り、貸付備品の適正管理に努められたい。	松山市野外活動センター ・貸付備品の管理について 野外活動センターの備品シールの不備については、正しい標示になるよう速やかに処理しました。 また、台帳から備品が抹消処理されていない件についても、直ちに事実確認を行った後、該当備品を台帳から抹消処理を行い、適切に基本協定書の作成を行いました。 今後は、同様の事例が発生しないよう、松山市財務会計規則に則った適切な事務処理に努めます。